

告 示

埼玉県告示第千四百八十八号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十八年九月三十日から平成二十九年三月十七日まで